

社会福祉法人若美さくら会

役員等の報酬および費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人若美さくら会（以下、「法人」という。）の役員等の報酬および費用弁償等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 本規程でいう役員等とは、役員および評議員をいう。

3 本規程でいう委員とは、評議員選任・解任委員、苦情解決第三者委員をいう。

4 常勤役員とは、法人の事業所に勤務する役員で、週4日以上勤務する者をいう。常勤以外の役員を非常勤役員という。

5 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、食事代（一般常識の範囲内）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区別されるものとする。

(報酬)

第3条 評議員の報酬は、定款に定める総額の範囲内で別に定める額とする。

2 役員等の報酬は、評議員会で議決された額の範囲内で別に定める額とする。

3 委員の報酬は、別に定める額とする。

4 同日に法人業務又は会議等が複数に及んだときは、報酬を重複して支給しない。

(報酬の支払い方法等)

第4条 役員等の報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、支払うべき報酬の額から、その金額を控除して支払うものとする。

3 支払日は法人の職員給与規程に準ずるものとする。

(費用弁償)

第5条 役員等および委員がその職務の執行にあたって負担した費用は、別に定める額とする。

2 費用は、この請求があった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

3 費用のうち旅費等については、以下によるものとする。

(出張旅費)

第6条 役員等および委員が法人業務のため出張する場合は、別により旅費等を支給することができる。

2 旅費は実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を原則として実費で支給する。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

改版記録

(履歴は管理台帳による)

第9版：この規則は、令和5年6月30日から施行する。

別表（報酬）

理事長の報酬	報酬額	摘 要
理事会等会議・研修への出席	6,000円	
法人業務のための出勤	12,000円	

理事の報酬	報酬額	摘 要
理事会等会議・研修への出席	6,000円	
法人業務のための出勤	6,000円	

監事の報酬	報酬額	摘 要
監事監査への出席	10,000円	
理事会等会議・研修への出席	6,000円	
法人業務のための出勤	6,000円	

評議員の報酬	報酬額	摘 要
評議員会等会議・研修への出席	5,000円	
法人業務のための出勤	5,000円	

評議員選任・解任委員の報酬	報酬額	摘 要
委員会等会議・研修への出席	5,000円	
法人業務のための出勤	5,000円	

苦情解決第三者委員の報酬	報酬額	摘 要
委員会等会議・研修への出席	3,000円	
法人業務のための出勤	3,000円	

別表（旅費等実費費用）

	費 用	摘 要
旅費	実 費	
宿泊費	実 費	
日当（県外）	5,000円／日	
日当（県内）	実 費	
その他	実 費	

※日当とは、食事や通信費、諸雑費、慰労や労いを目的に支給する手当。